

## ヨコハマあんしん登録

「緊急連絡先」または「お伝えして良い連絡先」となっていただく方へ(お知らせ)

あなたに、『ヨコハマあんしん登録(以下、「本事業」という)の「緊急連絡先」または「お伝えして良い連絡先」になってほしい』とのご依頼があった場合、以下の内容をお読みいただき、同意できる、または同意できない、いずれかのご意向を、ご依頼した方(情報登録者)にお伝えしてください。

あなたが同意した場合のみ、あなたを「緊急連絡先」または「お伝えして良い連絡先」として登録することができます。

### ヨコハマあんしん登録とは？

#### 【概要】

この事業は、緊急連絡先等の情報を横浜市にあらかじめ登録することで、もしものとき(情報登録者が病気・事故等で意思表示できなくなったときや亡くなったとき)に、4つの開示先(警察・消防・医療機関・福祉事務所)及びあらかじめ照会可能な方として登録された方(「緊急連絡先」や「お伝えして良い連絡先」)からの照会に対し、横浜市が登録情報を開示する事業です。

#### 【対象者(情報登録者)】

横浜市に住民登録があり、居住している65歳以上の方

#### 【登録項目】

次の(1)～(7)のうち、情報登録者が希望する項目

- (1)かかりつけ医療機関 2か所まで(名称・住所・電話番号)
- (2)エンディングノート/もしも手帳の保管(所持)場所
- (3)本籍地、筆頭者
- (4)緊急連絡先 3名まで(住所・氏名・電話番号・続柄)
- (5)葬儀・遺品整理等の生前契約先 2か所まで(名称・電話番号)
- (6)納骨先(名称・住所・電話番号)
- (7)遺言書の保管場所(形式・保管場所・作成日)(開示は情報登録者が亡くなった後に限る)

※(5)～(7)は、4つの開示先以外に、あらかじめ「緊急連絡先」と「お伝えして良い連絡先」を開示先として指定することができます。

裏面あり

## 緊急連絡先・お伝えして良い連絡先とは？

### 【緊急連絡先】

#### ●緊急連絡先となる方の役割

①4つの開示先から横浜市に緊急連絡先の照会があった場合、登録されている情報をお伝えします。4つの開示先は、必要に応じて緊急連絡先の方にご連絡いたします。4つの開示先からは、入退院の手続きや死後事務等の対応を求められる場合があります。

#### ●緊急連絡先となる方ができること

①緊急連絡先となった方は、情報登録者がもしものときに、横浜市に対して(1)～(3)、(5)～(7)(開示先と指定されている場合のみ)の情報の照会をすることができます。

②情報の照会をする場合は、情報登録者が開示の対象となる(本人の意思を確認できない)状態であるかを確認させていただき、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

照会が必要になった場合は、区役所(情報登録者ご本人がお住いの区)の高齢・障害支援課にお問い合わせください。

※照会は、原則来所または郵送で受け付けます。情報の開示まで日数がかかる場合があります。

### 【お伝えして良い連絡先】

#### ●お伝えして良い連絡先となる方の役割

①4つの開示先から横浜市にお伝えして良い連絡先の照会があった場合、登録されている情報をお伝えします。4つの開示先は、必要に応じてお伝えして良い連絡先の方にご連絡いたします。4つの開示先からは、死後事務等の対応を求められる場合があります。

#### ●お伝えして良い連絡先となる方ができること

①お伝えして良い連絡先となった方は、情報登録者がもしものときに、横浜市に対して、(5)～(7)(開示先と指定されている場合のみ)の情報の照会をすることができます。

②情報の照会をする場合は、情報登録者が開示の対象となる(本人の意思を確認できない)状態であるかを確認させていただき、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

照会が必要になった場合は、区役所(情報登録者ご本人がお住いの区)の高齢・障害支援課にお問い合わせください。

※照会は、原則来所または郵送で受け付けます。情報の開示まで日数がかかる場合があります。

連絡先として登録した方に同意をとっていないことに伴う一切の責任は情報登録者に帰属し、横浜市はいかなる場合でも責任を負いません。

お問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局福祉保健課ヨコハマあんしん登録事業担当

TEL045-671-3567 FAX045-664-3622